

1 大規模施設の木造化 【方針第4】

3階以上又は3,000㎡を超える大規模な施設等であっても、シンボル性が高いものや多くの市民の利用が見込まれる施設などについては、建築基準法による耐火性能検証法の適用などにより、木造化することを検討する。

2 混構造による木造化 【方針第4】

木造と非木造の混構造とすることが、純木造とする場合に比較して耐火性能や構造強度の確保、建築設計の自由度等の観点から有利な場合もあることから、その採用も積極的に検討する。

3 法令等により木造化が困難な施設 【方針第4・(1)】

木造化することが困難な理由とは、次の場合等をいう。

ア 建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）に基づく規定において、耐火建築物とすること又は主要構造部材を耐火構造とすることを求められている場合。

イ その他法令により、木造化ができない場合。

4 その他、木造化が困難な施設【方針第4（3）】

木造化することが困難な理由とは、次の場合等をいう。

ア 施設の構造等により木造化に著しく費用を要するなど、費用対効果の観点から木造化が適当でない場合。

イ 増築及び一部改築において、既存の施設との機能上、景観上の一体性や調和の観点等から、木造化が適当でない場合。

5 特に木質化する施設 【方針第4・2】

次の施設及び施設の部分については、特に木質化を進める。

ア 学校、福祉施設、医療施設など子どもや高齢者が多く使用するもの。

イ 多くの市民の利用が見込まれ、PR効果、展示効果が高いもの。

6 県産木材の使用 【方針第4・3】

使用する木材の規格などにより、「さいたま県産木材認証制度」に基づき認証された県産木材の使用が困難な場合にも、県内の森林から産出されたことが確認できる木材を使用するよう努める。

7 木材利用の留意点等 【方針第4】

- (1) 木目や色による視覚効果や肌触り、調湿機能などの木材の良さを活かすため、これらに適した塗料を用いるなどの工夫を行う。
- (2) シックハウスを防止するため、法令や関係基準等に適合することはもとより、建材、塗料、接着剤の使用や換気設備などに十分に配慮する。
- (3) 柱や梁などの構造材に太い木材を用いて、建築物の強度を高めるとともに視覚的效果により木材使用の展示効果、PR効果を高める。
- (4) 木材の持つ吸湿性や断熱性を活かすために、床板や壁板に厚みのあるムク板を使用するよう努める。
- (5) 木材の再資源化を進めるために、再資源化の妨げとなる塗料や接着剤、防腐剤、防蟻材の使用は控えるとともに、下地材など再資源化資材が使用可能な部位については、積極的に再生木質ボード等の再資源化資材を活用する。

8 市有施設の備品及び消耗品 【方針第5】

- (1) 備品及び消耗品について、間伐材等（間伐材、小径材など）を用いた木製品の調達が可能なる場合には、その使用に努める。

9 ライフサイクルコストへの留意 【方針第6・第11】

- (1) 木材利用に当たっては、その計画・設計等の段階から施設の整備費とともに、耐用期間や維持管理費なども含めたライフサイクルコストの妥当性に留意する。
- (2) 木質バイオマスを燃料とする暖房器具やボイラーの導入に当たっては、当該暖房器具やボイラー（これらに付随する燃料保管施設等を含む。）の導入及び燃料の調達に要するコストのみならず、燃焼灰の処分を含む維持管理に要するコスト及びその体制についても留意した上で導入の判断を行うものとする。

10 方針の運用

方針の運用に必要な調整及び進行管理は、営繕課において行う。